

本市における新型コロナウイルス感染症の発生を 受けての当面の対応方針について

令和2年4月 6日
(令和2年4月 8日改定)
(令和2年4月14日改定)
(令和2年4月17日改定)

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

〔趣 旨〕

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、市対策本部において方針を定め対応してきたところ。

令和2年4月5日、本市内においても感染者が確認され、本市が政府の専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）で報告されている「感染確認地域」に該当することとなったことから、これを踏まえ、学校の運営やイベント、市所有施設の管理などについて、新たな方針を定める。

4月7日、改正新型インフルエンザ等特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたこと、また、本市内においても感染者の発生が続いていること等を踏まえ、本方針を必要に応じ改定し対応する。

〔対応の基本方針〕

1. 市民及び行政の行動変容

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の対象区域が、4月16日に全都道府県に拡大された。その実施期間については、4月16日（木）から5月6日（水）までとされているところであり、感染症の収束に向け「人との接触を8割減らす」ことを目指す必要がある。このため、市民の皆様には以下の3つの行動をお願いし、周知を図る。

- ① 不要不急の外出を避けてください。特に繁華街の接客を伴う飲食店への外出はしないでください。
- ② 県内を含む感染が発生している地域との交流や都道府県をまたいだ移動を自粛してください。
- ③ 「三つの密」※を避けることを徹底してください。
(※三つの密を避ける取り組み内容は別紙1を参照ください)

2. 小中学校等の取り扱いについて

(1) 小中学校の始業時期について

始業時期については、5月7日以降とする。始業に当たっては、別紙1の対策とともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底するものとする。

(2) 新学期に向けた対応について

各学校の年間計画に基づいて、5月7日以降の始業日から通常の授業を行うものとする。入学式については、式典の内容を精選し、時間を短縮するとともに、参加者については、新入生及びその保護者、教職員、必要最小限の在校生とする。

(3) 部活動について

部活動の実施については、4月6日から中止とし、再開は5月7日以降とする。

3. 市が所管する施設の休館について

不特定多数が利用する市が所管する施設等においては、原則4月6日から休館とし、再開時期については、5月7日以降とする。

ただし、行政事務及び市民相談窓口などのサービス機能については継続する。

4. 市が主催するイベント等の取り扱いについて

(1) 本市主催の全国規模の大規模イベント等の取り扱いについて

本市主催の大規模イベント等については、原則、5月6日まで中止または延期とする。

5月7日以降に実施する場合は、市内での新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。これらの場合、別紙1の取組の徹底に加え、別紙2及び別紙3に取り組まなければならない。

(2) 市が主催するその他のイベント等の取り扱いについて

- ① 本市主催の「全国規模の大規模イベント等」には該当しないその他のイベント等については、市対策本部判定会議において、事前に審査を行い、適合している場合のみ開催を認める。
- ② 基礎疾患及び認知症を有する高齢者等を対象としたイベント等については、感染した場合に重症化するリスクが高いため、当面、中止または延期とする。

(3) 民間団体等が主催者のイベント等

市が主催するイベント等の取り扱いの考え方を情報提供し、必要に応じ助言を行い、まん延の防止の対策を講じた上で開催が実施できるよう、民間団体等の主体的な検討対応を促し、最終的には主催者の判断を尊重する。

5. 市民・職員等を派遣する事業

感染が確認されている国・地域へ職員等を派遣する事業については、3月31日まで見合わせすることとしていたところ。

新年度4月1日以降については、当面の間、見合わせとする。

やむを得ず、必要な出張等については、市対策本部判定会議の承認を得たうえで、マスク着用や手洗い等の対策の徹底を前提として可能とする。

6. その他

改正新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部や県の動向、特に緊急事態宣言等の情報に更に注視し、必要に応じ本指針の見直しを行う。

また、本市の経済・生活への影響等に対する情報収集に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。